

報道関係者 各位

令和7年3月19日発表
【照会先】
久留米労働基準監督署
副署長 加治屋 博規
第一方面主任監督官 茂田 正和
(代表電話)0942 (33) 7251

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの ～

本日、久留米労働基準監督署（署長 はっとり 服部 みつゆき 光幸）は、労働安全衛生法違反の疑いで、陽春グリーンの代表者を福岡地方検察庁久留米支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年4月29日、福岡県朝倉市三奈木にある民家の植木剪定作業現場において、作業員に、伐採した木の枝を粉碎するための機械の調整作業を行わせる際、当該機械の運転を停止させずに作業を行わせたものです。

1 被疑者

ようしゅん
陽春グリーン代表者A（個人・70歳）

事業場所在地：福岡県久留米市田主丸町

2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

同法第119条第1号（罰則）

3 災害の概要

令和6年4月29日、福岡県朝倉市三奈木において、被疑者Aが作業員Bに、伐採した木の枝を処分するために粉碎機を用いる作業を行わせていたところ、粉碎機中央の回転部分に作業員Bの左手が巻き込まれ、左手を切断するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の掃除等の作業を行う場合、機械の運転を停止しなければならないことが規定されていますが、被疑者 A は災害発生当時、機械の運転を停止させないまま作業員 B に機械の調整作業をさせたものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四七・六・八 法律第五七号）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二～三（略）

（罰則）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
- 二～四（略）

○労働安全衛生規則（昭和四七・九・三〇 労働省令第三二号）

（掃除等の場合の運転停止等）

第一百七条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2（略）